

第6回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年9月11日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 講堂			
出席委員(11名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員		4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(1名)	3番 横川 力 委員			
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第25号議案 非農地の現況証明について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第1号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について 第1号 畑地変換届について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>事務局</p> <p>会長 議長</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今から、令和2年度第6回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、11人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ(中略)</p> <p>それでは会を進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致しますが、お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長が指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には6番谷岡貞幸委員、そして7番山本美代子委員の両名を指名致します。なお会議書記におきましては、藤井事務局長及び谷岡副主幹にお願いを致します。</p> <p>次に会期の決定でございます。お諮りをします。この総会の会期は令和2年9月11日、本日1日限りと致します。これにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、この総会の会期は本日1日限りと致します。</p> <p>次に日程3番、報告事項に入ります。第1号「農地転用現況確認状況」について。それでは事務局、説明してください。</p> <p>報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」を説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、報告するものです。</p> <p>(資料は、2-1頁)</p> <p>番号1 転用者 田畑●●。土地の表示 大字田畑——。現況地目は畑、面積193㎡でございます。転用目的は、一般住宅。許可指令年月日及び番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は</p>

<p>第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>令和 2 年 8 月 18 日。調査結果は令和 2 年 8 月 18 日基礎工事完了であります。</p> <p>頁をめくって頂きまして 2-1 頁が航空写真による位置図です。赤と青で着色しておりますが、赤がこの度の届出地、青が隣接する宅地で、その赤と青を合わせて 2 筆にわたって住宅の建築を行うものでございます。報告事項第 1 号につきましては以上でございます。</p> <p>はい。それでは続きまして報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用の届出」について説明してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものでございます。</p> <p>(資料は、3-2 頁と資料 1 の 1~3 頁)</p> <p>番号 1 届出人 橋津●●。土地の所在 大字赤池——。現況地目は畑、面積が 154 m²。転用面積は 38.80 m²で農機具置場。トラクター等の収納場所を設けるものです。なお、経営耕地面積は 53 アールでございます。</p> <p>頁をめくって頂き 3-1 が航空写真による位置図です。中央よりちょっと右上に赤で着色している場所であります。別冊の資料 1 で、1 頁目が公図。2 頁目が土地利用計画図。3 頁目が平面図並びに立面図でございます。報告事項第 2 号につきましては、以上です。</p>
<p>第 3 号 畑地変換届について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>はい。それでは引き続き報告事項第 3 号「畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>報告事項 第 3 号「畑地変換届について」を説明します。次のとおり、畑地変換届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は、4-1 頁と資料 1 の 4~6 頁)</p> <p>番号 1 届出人 方面●●。土地の所在 大字方面——。現況地目は畑、面積が 308 m²。届出日は 9 月 1 日で、こちらの方は 100 cm、1m の嵩上げを行うものでございます。</p> <p>なお、番号 1 から番号 4 までが連続する農地でございます。次の頁 4-1 の航空写真による位置図でご確認をお願いしたいんですけども。4 筆が一連の嵩上げを行う場所と云う事になります。着色しています一団の一番上。図面の一番上ですね。そちらが番号 1 の場所でございます。</p> <p>それぞれの農地を嵩上げを行いますが、番号 2 から番号 4 までは一體的な嵩上げを行います。</p>

		<p>(資料は、資料 1 の 7 頁、8 頁) 番号 2 届出人 小鹿谷●●。土地の所在 大字方面——。現況地目は畑、面積は 660 m²。 (資料は、資料 1 の 9 頁、10 頁) 番号 3 届出人 方面●●。土地の所在 大字方面——。現況地目は畑、面積が 508 m²。番号 2 と番号 3 については、嵩上げが 50 cm でございます。 (資料は、資料 1 の 11 頁、12 頁) 番号 4 届出人 方面●●。土地の所在 大字方面——。現況地目は畑、面積 370 m²。番号 4 に つきましては、嵩上げが 75 cm でございます。 資料 1 をお願いしたいんですけども。資料 1 の 4 頁目が公図でございます。それから 5 頁目が番号 1 の計画平面図、6 頁目が番号 1 の計画横断図でございます。丸が付けてあって斜線がしてある所。ここが番号 1 の場所ですね。それから、同じ様に 7 頁と 8 頁が番号 2 の計画平面図と計画縦断図。9 頁と 10 頁が番号 3 の計画平面図と計画横断図・縦断図。11 頁と 12 頁が番号 4 の計画平面図と計画横断図・縦断図と云う事になります。 なお、番号 1 から番号 4 まで、それぞれ隣接耕作者の同意が取られていることを報告します。以上でございます。</p> <p>議長 河井推進委員 議長 事務局</p> <p>はい。それでは、報告事項第 1 号から第 3 号までの説明がございました。これは報告事項でございますのでご了解をして頂く訳でございますが、皆さんの方からご質問、お尋ねがございましたらお受けしたいと云う風に思います。報告事項 1 号、2 号、3 号、一括して質問を受けます。はいどうぞ。河井推進委員どうぞ。</p> <p>報告事項第 3 号ね、畑地変換届について、現況畑。それから地上げをして畑。その変換届。この地目が変わらないのにね、どう云う事で。どう云う事なのかなと。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>ご質問はごもっともだろうと思っております。ここの場所ですね、近傍の方面の真砂土採取事業をやっております▲▲建設の方の、表土の処分地を何とか探してほしいと云う事で、方面の集落の皆さん方に協力をお願いしたところが、引き受けると云う事で。この度の土地に土を入れると云う事で。まずそう云う事業計画があったんですけども。 土を入れるにあたって、部落の方からと云いますか、田んぼの方に土を入れたいんですけど。</p>
--	--	--

		<p>そう言う時点での話がございましたので。田んぼに土を入れるんでしたら、水田の畑地変換届を出してくださいな。と云う事で、まずはお話をしていました。</p> <p>そうしたところが、実は既に土を入れて畑地に変換してあった場所でもございましたので。とは言っても土を入れるのであれば、何がしかの届出をして頂いた方が。それが適法なのか違法なのか、或いは何をしている事業なのか明瞭にならないと、農業委員会としてもちょっと、対処をしなければならないものなのか、見守っておけば良いものかと云うのが、はっきり分かりませんでしたので。そのまま出してくださいと云う事で出して頂いているんですけども。</p> <p>水田の畑地変換届と云う形で書類を出して頂いていたので。ただ、もう既に水田ではなかったもので。取り敢えずは何をやる事業なのかと云う意味合いで、畑地変換届と云う事の、名称はそのまま使わせてもらって届出を出して頂いた次第です。</p> <p>ですので、確かに畑に土を入れて畑と云う意味合いでは、畑地変換届と云うのはあまりそぐわない名称であったかもしれませんが。届出をして頂くと云う意味を重要視して出して頂きましたので、そのまま名称は使わせて頂きました。分かり難くなった事はお詫び申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議長 河井推進委員</p> <p>はい。河井推進委員、今の説明で宜しゅうございますか。まあ、土台が水田地目の所と云う事で。</p> <p>以前はね、水田だったんだけど、ここの工事をしたために畑になってたんだと。それでそこに土を盛ると云う事ですね。解りました。</p> <p>議長 山本正義推進委員 事務局</p> <p>はい。その他お尋ねはございますか。はいどうぞ。</p> <p>ここの真ん中は梨畑じゃなかったかな。</p> <p>今のは、土を入れる一部が梨畑になってるんじゃないかと云うご質問でございました。この航空写真の時点では中ほどが果樹園をしておられたと思うんですけども。一旦切っておられた様です。土を入れる事が出来ると。わざわざ切って土を入れるのではなく、切つてある状態だから土が入れられると。流れ的にはね。そう云う事ですので。</p> <p>将来これから土を入れた後に、どうされるかと云う具体的な作付けの計画は何ってませんので、また梨園をされるかもわかりませんし。そこはちょっと判らないんですけども。以前梨園だったことは事実であります。</p>
--	--	---

	議長	まず、この3号報告書につきましてはですね、地元の横川委員がご出席であれば説明をして頂く事が出来るんですけども。今日はちょっと、よんどころない事情で。ご病気だと云う風な事でございますので、ちょっと出来かねますが。中村推進委員、その辺りは。
	中村推進委員	恐らく、ここは3番の●●さんの分。5,6年前まで梨の木が植わっておりました。今は綺麗に梨は切られて、針金等も全部片づけてあります。これ、全部整備されて綺麗な果樹園になりそうだけど、どうされるかなと思っております。以上です。
	議長 山本正義推進委員 山本美代子委員	山本正義推進委員、こう云った説明で宜しいですか。 なぜこの事を知ってるかと云うと、以前に隣接の畑を頼まれて片づけたことがあるから。 よろしいですか。
	議長 山本美代子委員	ちょっと待ってください。山本正義推進委員、以上で宜しいですね。はい。それでは山本美代子委員、どうぞ。
	議長 中村推進委員	この度の届出地の南に2筆あるんですけども。これはこのままですか。 はい。説明してください。下の隅、三角が残っているけども、これはどうなんですかと云う事。 答えましょうか。
	議長 中村推進委員	中村推進委員、説明をお願いします。 ここは、私も詳しい事は分からないですけども、土が盛ってありまして。隅っこですね。土がもう既に盛ってあります。何かの工事資材だと思います。これは方面の方の工事資材ですね。今回のものとはまた別です。何年も前から土が置いてあります。
	事務局 議長 事務局	会長、良いですか。 それじゃあ、その辺りのところの補足があれば説明をしてください。 今、中村推進委員の方から土が盛ってあったとお話し頂いたんですけども。方面部落の農道の補修とかをするための原材料で、あそこを置場にしておられた様で。結局三角の小っちゃい農地ですから、多用途使用をしておられた様でして。未舗装の農道がありますのでね、部落の中にも。穴が出来ちゃった時に、土を入れて修繕したりする時の資材と云う事で真砂土が長らく、ずーっと置いてあった。そう云う状況で、畑としては使ってなかったと。結果的にはそうなるんですけども。農道補修の材料が、ずっとそこに置いてあると云う状態。三角形の所がね。
	山本美代子委員	ここ、地目は田んぼになってるんじゃない。

<p>4 議事</p>	<p>事務局 山本美代子委員 事務局</p>	<p>登記地目は田んぼですね。 ですよね。一緒にしちゃったら良いのに。 そこは、埋めちゃったら良いのにと云うのは部落の考えになりますので。この度については、そこには▲▲建設の土は入れる予定はないと云う事だけですね、今判明していますのは。と云う事です。</p>
	<p>議長 山本美代子委員 議長</p>	<p>はい。山本美代子委員、良いですか。まだ納得出来ない。 いえ。 ここは、じゃあちょっと話を膨らませるけども。方面の地区が利用させてもらっていると云う事か。</p>
	<p>事務局 山本美代子委員 議長 事務局</p>	<p>そうですね。 農地除外の手続きの指導をされたら。 これは何軒が関わってるかな。2軒か。1軒か。 筆が分かれておりますので、2軒かもしれませんけども。そこは確認してないんですけども。 農道補修のための資材とかを置く場合には、ある意味農道の取り扱いと云うお話も出来ると思いますので。別に農地の地目のままで、全く差し支えないものですから。農業経営に関わる、大きな範囲の中での一つの種類と云う事で捉えれば、全く問題は無いです。 これは、全然違う宅地の隣で、宅地の付随する何か。洗濯物干し場だとかね。或いはコンクリートの資材を置いたり。そう云う風な別の使い方になってしまえば、きちっとした指導は必要かと思うんですけども。農道補修とかの資材が置いてあると云う場合には、そこまで厳しい指導は必要は無いかと思しますので。そう云う取り扱いでこれまで来ております。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。良いですか。この所におきましては、いわゆる多用途の資材置場ではなくて、農業用の資材置場と云う風に捉えて行けば、差し障りは無いではないかと云う説明でありましたけども。山本美代子委員、良いですか。</p>
	<p>山本美代子委員 議長</p>	<p>はい。 はい。その他にご質問ありますか。ご質問は無い様ですね。それでは以上で報告事項を終わります。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>続きまして日程4番、議事に入ります。まず議案第24号「農地法第3条の規定による許可申</p>

<p>議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、はわい長瀬●●。譲渡人は、はわい長瀬●●。権利取得後の経営面積は 141 アール。親子間の贈与による所有権移転であります。土地の所在は記載の 10 筆。面積の合計が 13,861 m²です。</p> <p>申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>こちらは、経営自体をもう、息子さんの方に譲るから名義も何も代えたいと云う事で申請の方が出て参ったものであります。以上であります。</p> <p>はい。</p> <p>はい。それでは、以上で説明は終わります。それではこれから質疑を行います。質疑はございますか。</p> <p>質疑、無い様でございます。それでは質疑を終結し、これより採決を行います。議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>それでは、全員が挙手であります。よって議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決致しました。</p>
<p>議案第 25 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 25 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは事務局、説明を求めます。</p> <p>議案第 25 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁、資料 1 の 13 頁)</p>

		<p>番号 1 申請人は方地●●。土地の所在 大字方地——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 457 m²。長年耕作しておらず、竹林となっているものと云う事でございます。</p> <p>頁をめくって頂きまして、6-1 が航空写真による位置図です。赤い色で縁取りをしております所が申請地でございます。別冊の資料 1 の後ろから 2 頁目が現地の写真でございます。県道にほど近い所ですけども。隣が果樹園をしておられて、県道から見たら、果樹園があつてその後ろに竹林。竹林があると云う状況でございます。</p> <p>申請に至った経過は、実はこの度の申請地の隣。もう既に山林になっている地目なんですけども、竹林が広がっておりまして。竹林の整備事業と云いますか、そちらの事業の方に併せて、この申請者の土地も竹を切ったりと云う風な事業を向かうにあたって、調べてみたら畑のままであることが分かったもので。非農地としての処理をして頂くために申請が出て来たと云う経過がございます。</p> <p>次が番号 2 なんですけども。</p> <p>(資料は 6-2 と資料 1 の 14 頁)</p> <p>番号 2 申請人は久見●●。土地の所在 大字田畑——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 1,001 m²。平成 7 年頃から資材置場として利用しているものであると云う事でございます。</p> <p>頁をめくって頂き、5-2 が航空写真による位置図でございます。それから現地の写真は、別冊資料 1 の最終頁。14 頁目でございます。</p> <p>こちらの方も、申請に至った経過は、申請者が別の土地の事で農業委員会の方に相談なりと云う事でいらっしゃって、なんですけども。■■建設の会長さん。ご自分の土地、色々と事業をしてきた中で、社長業をやった時は自分の土地の目配りをする事がなかなか難しくくて。けども、社長を退いて会長になられた時に色々と、自分名義の土地について、きちっと管理をするために確認をしていたと。早い話が、申請者がですね、門田の方に持っておられる土地についてどう云う管理の仕方をすれば良いのかと云う様な相談を頂きました折に、そう云えば田畑の方も地目がそのままになっている土地がありはしませんかと云う事で、事務局の方からお声掛けをさせて頂きまして。どうも地目変更の手続きが出来てなかったと云う事が分かったものですから、この度申請を出してもらう様に致しました。</p> <p>それで東郷土地改良区の方も手続きが残っている様でして、この度の申請と合わせて申請者へ</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p>	<p>きちっと手続きして頂く様に案内したいと思っておりますし、東郷土地改良区の方とも打ち合わせさせて頂くと云う事で話をさせて頂いていると云う状態であります。説明につきましては、以上であります。</p> <p>はい。事務局よりの説明は以上で終わります。それでは、この案件につきましては現地の確認を行っております。番号 1 の受付番号 76 番。この案件につきましては、河井推進委員の方より現地確認の報告をお願い致します。</p> <p>現地確認の報告をさせていただきます。本日午後 2 時から会長、土海職務代理、それから山上委員、それから自分と。それから事務局の方は、今日は局長は議会で出席出来なかった様で、谷岡さんと産業振興課の小田さん。以上 6 名で行って来ました。</p> <p>まず議案第 25 号の 1 番です。東郷地域の方地の分です。これを報告させていただきます。さっき事務局の方で詳しく言われたもので、私の方から言う事は無いんですけど、6-1 を見て頂ければ。方地の原に行く方の県道ですかね。山が崩れた様な所です。それでそこに、現地に行ってみますのに竹林ですか。さっき見て頂いたんですけども、こう云う状態が。山林と云うんですか。使われていない様な状況で、農地に復元する事は困難な状態でしたもので、非農地とする事には問題は無いと皆で確認して参りました。以上です。</p>
	<p>議長</p> <p>山上委員</p>	<p>はい。それでは引き続き、番号 2 番、受付番号 86 番の案件を、山上委員の方より現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。受付番号 2 番の現地確認の報告をさせていただきます。田畑に行って参りました。本冊 6-2. そして別冊資料 1 の方は 14 頁となっております。14 頁を見て頂ければ分かりますとおり、立派な資材置場となっております。隣接地に対してはブロック積みがしてありまして、碎石や砂等の流出や飛んで危ないとかと云う事はありませんでした。</p>
	<p>議長</p>	<p>現地は 20 年以上にわたって資材置場として使われておりまして、容易にこれを農地に復元する事は困難と云う感じでございます。非農地として認める事は仕方がないかと考えます。以上でございます。</p> <p>はい。ご苦労様でした。以上で現地報告を終わります。それではただ今から質疑を行います。番号 1 番、2 番一括して質疑を受けます。皆さんの方から質疑はございますか。どうぞ、ご質問があればどうぞ。山本正義推進委員、何か質問したい様な。</p>

	<p>山本正義推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>山本正義推進委員 事務局</p>	<p>2番の分だけでも。写真見て、あれだけでも。これは非農地に、現在もうなっちゃってるけども。20年も前から資材置場になっちゃってるけども。非農地になるのかなど。</p> <p>はい、それでは。</p> <p>ずっと前から非農地の状態になっていて、それを、非農地になるのかと云う事ですね。</p> <p>ええ。</p> <p>取り敢えず、法務局に登録してある登記地目が田んぼのままなんですよね。ただ、税金は随分前から雑種地で、税金は掛かっています。そう云う状態になってます。税金は現況主義ですので。登記地目が何であろうと、今どう云う使い方をされているかと云う事で税金は掛かっちゃいますから。それはそれで置いておいて。</p> <p>実態が今、申請のあった場所は、もう農地とは言えない状態ですよ、誰が見ても。ですので、それは農業委員会が「もう、農地ではないです。」と云う事で決定をすれば、決定をすれば農地ではないと云う事を公的機関が認めたと云う事になりますので。非農地証明書を持って法務局に行って地目変更登記をする事が出来ます。地目はそれで変える事が出来ます。</p>
	<p>山本正義推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長 中村推進委員</p> <p>議長 事務局</p>	<p>それで今まで、傾斜地で耕作が辛くなったと云う事で荒廃した所を、ここで非農地にしたりしてるけども。これはちょっと違うから、聞いてみようと思って。</p> <p>今まで、山本正義推進委員が仰られる様に、傾斜地で農地として維持する事が困難になったから荒れちゃって来てるので。荒れてるし誰ももう作れないだろうから、これを非農地にしてくださいと云う申請を扱う事は確かに多ございました。</p> <p>そう云う所だけではなくて。実際この度の申請地の様に、もう既に何十年も前から農地としての形状は全く変わっちゃってて、農地として利用されてないと云う所は、何れにしても申請があつて、農業委員会がそれを、もう農地では無いと云う事で認めれば、農地じゃなくなります。</p> <p>はい。中村推進委員、今の関連ですか。どうぞ。</p> <p>ちょっと、単純な質問なんですけども。雑種地と云う事なんですけども。これ、大きな倉庫と瓦礫置場ですよ。事業用の土地になるんだけども、雑種地ですか。</p> <p>はい。それでは事務局、説明をしてください。</p> <p>あの、取り敢えず最終的な地目を、登記地目をどうするかと云うのは、法務局の登記官が決定をします。現時点では取り敢えず、我々が見て宅地なのか、そうではない雑種地なのかと云う、</p>

5 その他	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ある程度の範囲で一応地目を「こうじゃないか。」と判断をしてあげると。もう農地じゃないから別の地目になるんだけど、例えば家が建っている場所だったら宅地と云う事で良いでしょうけれども。建物は建ってるんですけども資材置場の方がほとんどですし、正式な登記地目の判断の仕方と云うのを我々もはっきり知りませんので、便宜上雑種地と云う事で地目を認定して、「もう非農地ですよ。」と云う事で決定をさせてもらうのが良いではないかと云う事で提案をしております。</p> <p>その他に質疑はございますか。どうぞ遠慮なく。整理番号1番の方は良いですか。それでは質疑は無い様でございますので、以上を持ちまして質疑を終結致します。</p> <p>それでは採決を行います。議案第25号「非農地の現況証明」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手でございます。従いまして、議案第25号「非農地の現況証明」につきましては、原案のとおりこれを決定致します。</p> <p>以上で議事を終結致しまして、その他に入ります。</p> <p>括弧1番、10月の定例総会の予定についてをお諮り致します。それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10月定例総会の予定について <ul style="list-style-type: none"> 10月9日(金)午後3時から 鳥取県農業会議 倉益事務局長 を講師に迎え研修会を実施 ○ 8月農家相談会の実施状況について <ul style="list-style-type: none"> 8月20日(木)に実施 相談件数2件 ○ ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)防除対策について <ul style="list-style-type: none"> 湯梨浜町ジャンボタニシ対策連絡協議会について チラシの配布 ○ 「農業を職業としたいと考えている人のための心構えテキスト」について 配布 ○ 改訂版「農地・農業の法律相談ハンドブック」について 配布 ○ 農業者年金特別研修会について <ul style="list-style-type: none"> 参加者の決定 清水委員(農業者年金推進部長)、下田委員、岡本推進委員 ○ 新型コロナ対策(家庭内で注意頂きたいこと) チラシ配布
-------	----------------------------------	--

6 閉会	議長	<p>○ 総会終了後、中間管理事業、利用権設定等について研修を実施します。</p> <p>以上を持ちまして、令和 2 年度第 6 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会とさせていただきます。続きまして研修会がございますので、そのまま残って頂きたいと云う風に思います。どうもご苦勞様でした。</p> <p>(閉会 午後 4 時 1 5 分)</p>
------	----	---